

ブロック塀等の 撤去工事を支援します

安全で安心して住める災害に強いまちづくりを推進するために、道路等に面したブロック塀等の所有者が実施する撤去工事にかかる費用の一部を助成します。

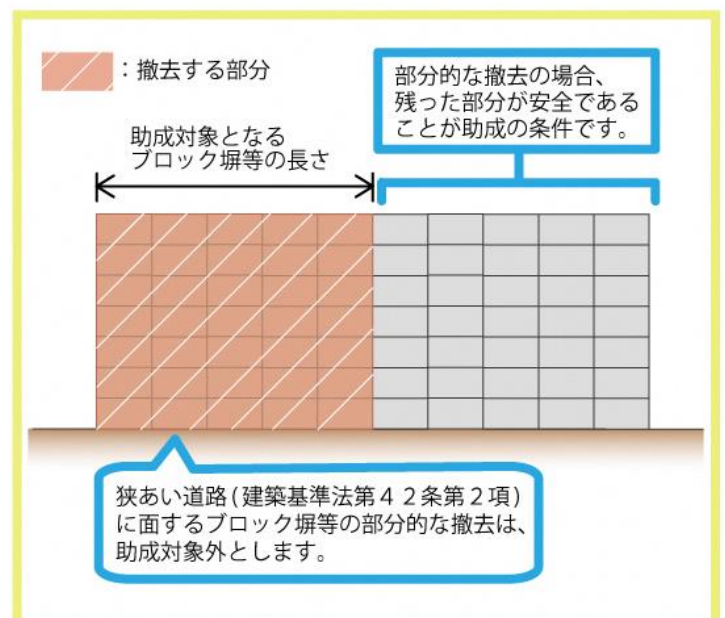
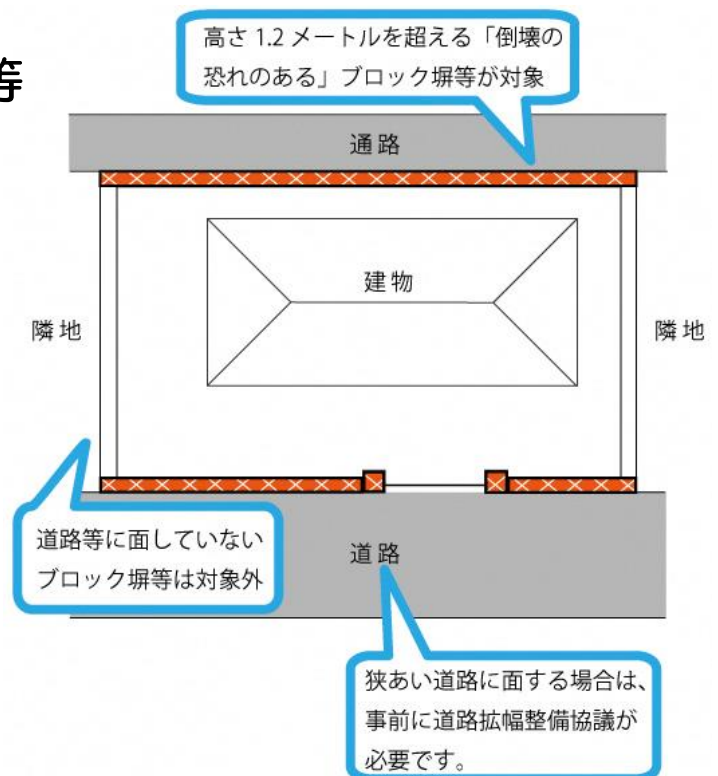
■助成対象となるブロック塀等

①～⑤をすべて満たすブロック塀等および門柱

- ① ブロック塀等が面している道路が狭あい道路（建築基準法第42条第2項）の場合は、道路拡幅整備協議を行うこと
- ② 中野区内に存在する倒壊の恐れのあるもの
- ③ 道路等（※1）に面していること
- ④ 道路等（※1）や地表面からの垂直距離が1.2mを超えていること
- ⑤ 撤去後、新たにブロック塀等を設置する場合は、生け垣（※2）またはブロック塀等の40cm以上の部分をフェンスとすること

（※1）建築基準法第42条に規定する道路または一般の交通に使用されている通路。

（※2）生け垣を設置する場合は助成制度がございます。詳しくは4ページ目をご覧ください。



ブロック塀等とは？

- ・れんが造
- ・石造
- ・コンクリートブロック造
- ・補強コンクリートブロック造
- ・万年塀

ブロック塀等の種類が判断できない場合は、ブロック塀等の写真をお持ちのうえ窓口でご相談ください。

■助成対象者

- ・ブロック塀等の所有者で特別区民税(市町村民税を含む)を滞納していない方
(注)法人が所有するブロック塀等は対象外

■助成金額

- ① ブロック塀等の撤去工事にかかる費用
 - ② 17,000円 × 助成対象となるブロック塀等の長さ(m)
- どちらか少ない額の
1/2
[※上限15万円]
- (注)千円未満切り捨て、消費税は対象外

■注意事項

- ・ブロック塀等の撤去工事契約・着手前に、相談・申請してください。
- ・木造住宅建替え等の助成制度とは別に、ブロック塀等の撤去費用助成制度を申請することができます。
- ・ブロック塀等が狭あい道路(建築基準法第42条第2項)に面している場合は、道路拡幅整備協議を行ってください。
- ・助成回数は、一敷地につき一回までとします。

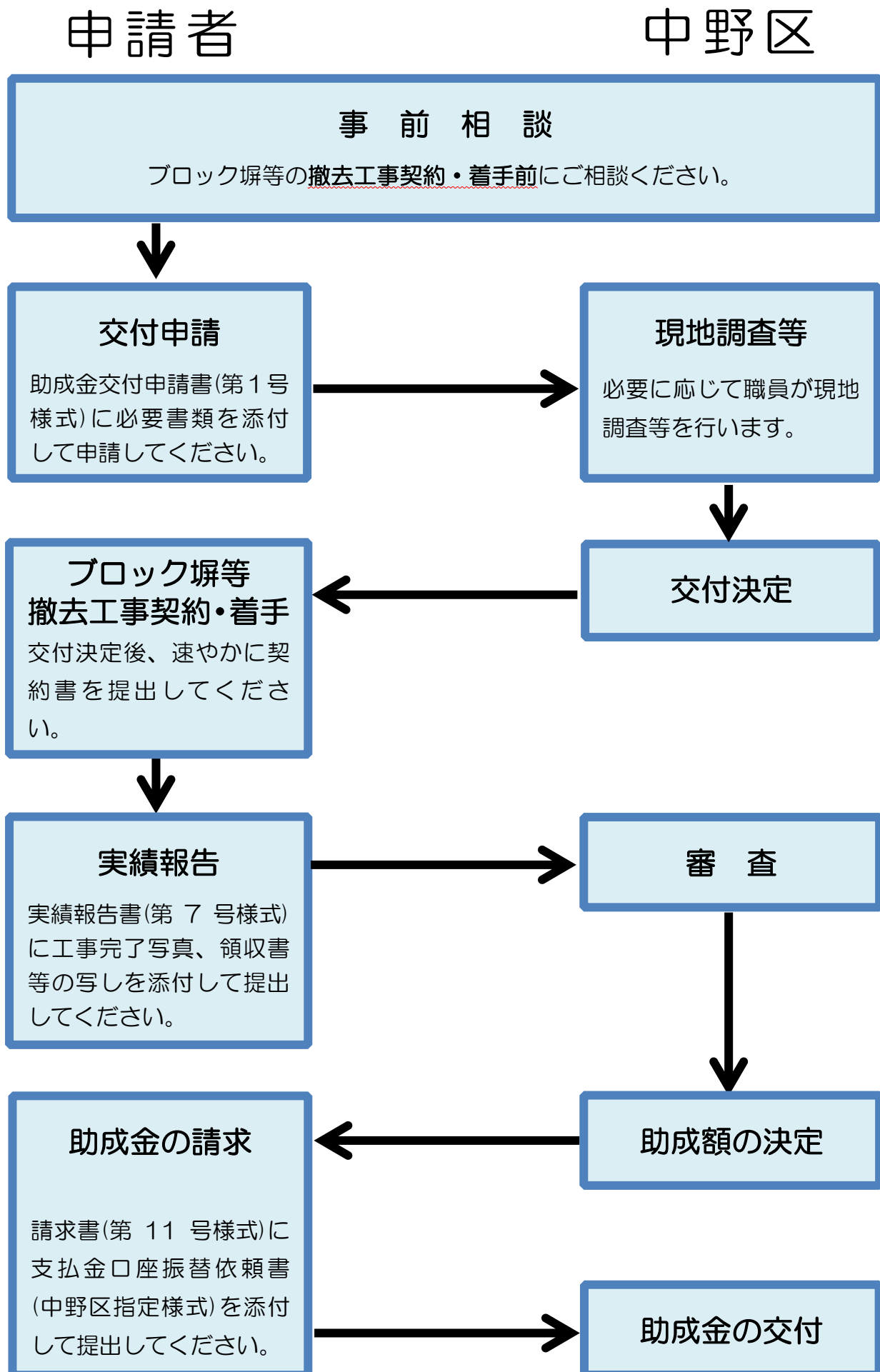
■申請の方法

助成金交付申請書(第1号様式)に以下の書類を添付して区役所9階8番窓口へご提出ください。

- 土地の全部事項証明書(借地の場合は、借地承諾書を添付)
- 申請者の住民票の写し
- 申請者の住民税の納税証明書(前年度のもの)
- 付近見取図、配置図、既存ブロック塀等詳細図(撤去後にブロック塀等を新設する場合は新規ブロック塀等の詳細図を含む)、既存ブロック塀等の写真
- 委任状(代理人による申請の場合のみ)
- ブロック塀等の撤去工事見積書
- 生活道路拡幅整備協議書の写し(建築基準法第42条第2項に規定する道路にブロック塀等が面している場合等)



■ブロック塀等の撤去工事助成の流れ

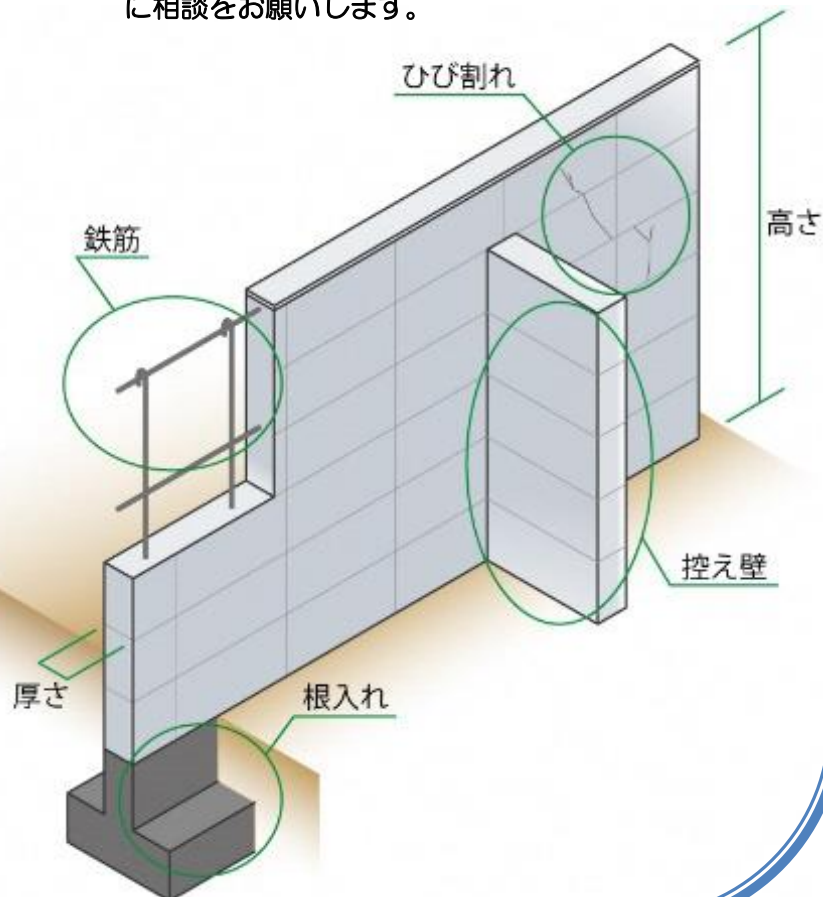


《ご自宅のブロック塀の点検をお願いします。》

ブロック塀の点検チェックリスト

- ブロック塀の高さは地盤面から2.2m以下か
- ブロック塀の厚さは10cm以上か(ブロック塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- ブロック塀の長さ3.4m以下ごとに、ブロック塀の高さの1/5以上突き出した控え壁はあるか(ブロック塀の高さが1.2m超の場合)
- コンクリート基礎の根入れ深さは30cm以上か(ブロック塀の高さが1.2m超の場合)
- ブロック塀の傾き、ひび割れはないか
- ブロック塀の中に直径9mm以上の鉄筋が80cm間隔以下で配筋されており端に鍵かけされているか

左のチェックリストでご自宅のブロック塀の点検をお願いします。一つでも不適合がある場合やわからないことがある場合は、専門家に相談をお願いします。



中野区には生け垣・植樹帯設置の助成制度があります。

- ◆接道部の緑化を行う場合、樹木費・植え付け費の工事实費を助成しています。
- ◆助成金額は、10,000円 × 長さ(m) [30mを限度とする] と対象工事实費(税抜き価格)のいずれか少ない額です。
- ◆工事着工前に相談・申請が必要ですのでご注意ください。

【お問い合わせ先・お申し込み先】
中野区 都市基盤部 公園緑地課
緑化推進係 (区役所8階9番窓口)

ご質問・お申込みは必ず区役所に！

中野区役所 9階8番窓口
建築課 耐震化促進係
TEL 03-3228-5576・FAX 03-3228-5471